（議決権等の保有者に関する規定の準用）

第百九十六条　第二章第一節第二款の規定は、法第百六十四条において令第三十五条の規定により読み替えて準用する法第三章第一節第二款の規定における指定試験機関（株式会社であるものに限る。）の主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者になろうとする者及び保有者になる法人等の設立をしようとする者並びに議決権又は株式の保有者について準用する。

（特定試験業務に従事する者の確認等）

第百九十七条　法第百六十五条第二項において準用する法第百十六条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定試験業務を適正かつ確実に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

２　第百十五条及び第百十七条から第百二十条までの規定は法第百六十五条第二項において令第三十七条の規定により読み替えて準用する法第百十五条から第百二十条までの規定における法第百六十五条第一項の確認及び確認特定試験業務従事者について、第百二十三条の規定は法第百六十五条第二項において令第三十七条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条の規定における確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第百十七条第一項第二号（第百十八条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）	特定カジノ業務	特定試験業務
第百十五条第一項	別記第三十二号様式	別記第七十八号様式
第百十五条第二項	別記第三十三号様式	別記第七十九号様式
第百十五条第三項第二号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	カジノ事業者	指定試験機関
第百十五条第三項第三号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	法第百二十三条第一項第一号	法第百六十五条第三項において令第三十七条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条第一項第一号
	特定カジノ業務を的確	特定試験業務を適正かつ確実
第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	（法第百十四条第三号に掲げる業務に従事させようとする場合にあっては、別記第十号様式による	による
第百十八条第二項の表第百十五条第一項の項	別記第三十五号様式	別記第八十号様式
第百十八条第二項の表第百十五条第二項の項	別記第三十六号様式	別記第八十一号様式
第百十九条第一項	別記第三十七号様式	別記第八十二号様式
第百二十三条第一項各号	法第百十四条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条	法第百六十五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する法第百十八条及び第百十八条

（指定試験機関の試験の結果）

第百九十八条　指定試験機関は、試験を終了したときは、速やかに、試験を受けた者に対し、試験の結果を記載した書類を交付するものとする。

（帳簿の備付け等）

第百九十九条　法第百六十七条の帳簿は、電磁的記録又は書面をもって試験事務を行う事務所ごとに作成し、前条の試験の結果を記載した書類の写しとともに、記録に係る電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定の有効期間の満了の日から起算して三年を経過する日まで（検定に合格していない電磁的カジノ関連機器等の型式にあっては、試験の結果を記載した書類を交付した日から起算して三年を経過する日まで）の間、保存しなければならない。

２　第四十二条第三項の規定は、法第百六十七条の帳簿について準用する。

（帳簿の記録事項）

第二百条　法第百六十七条のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　試験を受けた者の名称

二　試験を受けた者がカジノ関連機器等輸入業者の場合は、申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造したカジノ関連機器等外国製造業者の認定番号

三　試験の申請を受理した日

四　試験の申請に係る型式の名称

五　第百九十八条の試験の結果を記載した書類を交付した日

六　手数料の収納に関する事項

（試験事務の休廃止）

第二百一条　指定試験機関は、法第百六十八条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

２　第十八条第六項の規定は、法第百六十八条の許可について準用する。

（試験事務の引継ぎ等）

第二百二条　指定試験機関は、法第百六十八条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第百六十九条の規定により指定を取り消されたとき又は法第百七十条第二項の規定によりカジノ管理委員会が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務に関する帳簿及び書類をカジノ管理委員会に引き継ぐこと。

二　その他カジノ管理委員会が必要と認める事項

第六章　入場料及び認定都道府県等入場料

（証票の様式等）

第二百三条　法第百八十条第一項の証票のうち、カジノ管理委員会が交付する証票は別記第八十三号様式によるものとし、認定都道府県等が交付する証票は別記第八十四号様式によるものとする。

２　カジノ管理委員会及び認定都道府県等は、カジノ施設の営業の開始までに、法第百八十条第一項の証票を交付しなければならない。